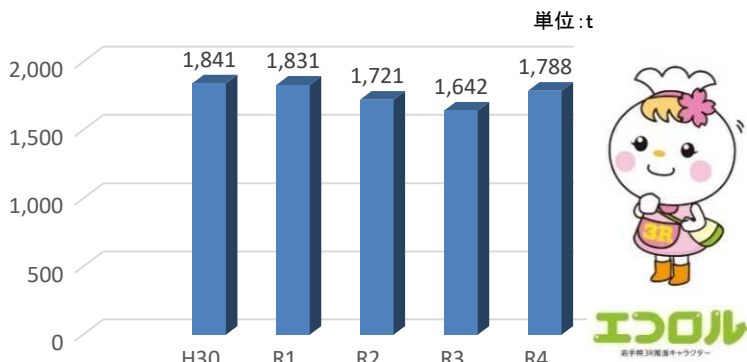


# 事業者の皆様へ 事業系一般廃棄物の減量にご協力ください！

## 事業系一般廃棄物排出量推移



雫石町の事業系一般廃棄物の排出量は、令和3年度まで減少傾向が続いていました。これは新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業活動が縮小したことが要因と考えられます。事業活動が再開されるようになった令和4年度においては増加に転じていますが、事業者の皆様には、引き続き、**適正排出とごみの減量・資源化**にご協力をお願いします。

### ★『事業系ごみ』について

事業系ごみとは、事務所、商店、飲食店、農家、病院、工場等から事業活動に伴い排出されるごみのことで『産業廃棄物』と『事業系一般廃棄物』に分けられ、**いずれもごみ集積所には出すことができません！**



事業系ごみをごみ集積所に出した場合、不法投棄扱いとなります。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反し、罰則として**5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金**と規定されています。



### ★『産業廃棄物』の処理の仕方

**市町の施設(滝沢清掃センター・雫石リサイクルセンター)やごみ集積所に出すことはできません。**

産業廃棄物収集運搬業許可業者に収集を依頼してください。

※上記業者は、岩手県のホームページをご覧ください。

(<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/sanpai/1022805.html>)

### ★『事業系一般廃棄物』の処理の仕方

**ごみ集積所に出すことはできません。** 次の①または②の方法で処理してください。

- ①滝沢・雫石環境組合から許可を受けている一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理を委託  
※上記業者は、同封の「事業系ごみの分け方・出し方」をご覧ください。
- ②滝沢清掃センター(ごみちゃんセンター)へ直接搬入(処理手数料は10kgごとに100円)

詳しくは、同封の「事業系ごみの分け方・出し方」をご覧ください。

★ごみの減量・資源化はごみ処理費用の削減、地球温暖化対策等、持続可能な循環型社会の形成につながります。皆様のご協力よろしく申し上げます。

雫石町役場 町民課環境対策室

TEL 019-692-6403 FAX 019-692-1311

E-mail [kankyoutaisaku@town.shizukuishi.iwate.jp](mailto:kankyoutaisaku@town.shizukuishi.iwate.jp)